

# 参加と協働のまちづくりを推進します

## 「自治の推進に関する基本条例」が施行されました

### ひとりひとりが主役のまちづくり

#### コミュニティ

地域における多様な人と人のつながりを大切にし、コミュニティを基盤とする活動からまちづくりの環を広げます。

#### 地域における協議会

多様な区民・団体が地域の課題について同じテーブルで話し合う場づくりを進めます。

#### ともに考え、ともに活動するまちづくり

まちづくりに関する区民提案、施策づくりへの区民参加を推進し、地域の個性を活かしたまちづくりを展開していきます。

住民 区民  
区内に住む人  
住民と区内で働く人や学ぶ人

事業者等 事業活動や公益的な活動を行う団体  
(企業、大学等の教育機関、NPO・ボランティア団体など)

区民の皆さんとともに検討してきた豊島区の自治の基本ルールが、「自治の推進に関する基本条例」として4月1日からスタートしました。この条例の基本理念を具体化していくために、参加と協働の仕組みづくりを進めています。 開自治・協働推進担当係☎3981-4204

\*条例文と解説、検討経過などは区ホームページに掲載しています。

#### 自治推進委員会

条例の理念を具体化するための制度や仕組みを検討し、「発展する条例」として位置づけていきます。

区議会と区長（行政）

区民と区議会・区長の信託関係、それぞれの役割・責任を明確にします。

### それぞれの役割と個性を 活かし合うまちづくり

#### 住民自治を起点とする協働のまちづくり

#### 自主的・自立的な区政運営の確立

地域における区民の主体的な活動を尊重し、多様な主体が協働していくための仕組みづくりを推進します。

### 2つの基本理念と4つの基本原則

区民に最も身近な自治体として、国や都との対等な関係に基づき、自己決定・自己責任に基づく区政運営をめざします。

#### 情報共有の原則

#### 参加の原則

#### 協働の原則

#### 多様性尊重の原則

まちづくりや区政に関する情報を知ることが参加の前提になります。積極的な情報提供により情報の共有化を図ります。また、区の説明責任を明らかにし、審議会等の公開により、政策形成過程の透明性を高めます。

まちづくりや区政への参加は区民一人ひとりの自発的な意思に基づくことを原則とします。審議会等の委員公募、パブリックコメント、住民投票等の多様な参加機会を整備し、区政への区民参加を推進します。

区民、事業者等及び区が、対等な協力関係に基づき、共通の地域課題を解決するために、ともに活動していくことを地域社会づくりの原則として、多様な活動・組織が連携していくための仕組みづくりを進めます。

多様な人々が集いあう豊島区の特性を踏まえ、区民相互の権利を尊重し、多様な個性をまちづくりに活かしていきます。また子どもからおとなまで、世代を超えた交流と学び合いを大切にし、豊かな地域社会を未来に引き継いでいきます。

 <p>◇収入役 今村勝行 (64歳) 任期満了に伴い、区議会の 同意を得て、4月1日付で任</p>	 <p>◇助役 水島正彦 (65歳) 任期満了に伴い、区議会の 同意を得て、4月1日付で任</p>	<p><b>助役・収入役が決まりました</b></p> <p>命されました(2期目)。任期 は、平成22年3月31日まで。 昭和34年5月入区。昭和62年 4月土木部自転車対策課長、平 成5年4月企画部財政課長、 平成10年12月企画部長、平成 12年4月政策経営部長、平成 14年4月から平成18年3月31 日まで助役。</p>
---	--	---

検討の経過
<b>自治基本条例検討委員会設置</b> 各分野の地域団体代表等から構成される検討委員会を設け、区長の諮問を受け、具体的な条例の検討を開始しました。
<b>民会議準備会スタート (通称区民会議)</b> 区民が主体的に検討する場として公募区民を中心に40名が参加しました。
<b>平成16年5月</b> <b>区民会議と区のパートナーシップ協定締結</b> 区民会議正式発定 区と対等な立場で自治のあり方を検討しました。
<b>平成16年7月</b> <b>区民会議「中間まとめ」発表、フォーラムのほか、出前説明会などを通じ、中間まとめに対する区民の意見を聞きました。         </b>
<b>平成17年1月</b> <b>区民会議最終報告書提出</b> 約1年の検討を経て、条例に盛り込むべき内容を「区民会議フォーラムのほか、出前説明会などを通じ、中間まとめに対する区民の意見を聞きました。
<b>平成17年3月</b> <b>区民会議「中間まとめ」発表、フォーラムのほか、出前説明会などを通じ、中間まとめに対する区民の意見を聞きました。         </b>
<b>平成18年3月</b> <b>区民会議正式発定</b> 検討委員会答申 条例案に寄せられた意見を踏まえて修正を加え、条例案を区長に答申しました。
<b>平成18年3月</b> <b>条例案議会可決、制定</b> 検討委員会の答申を受け、平成18年第1回区議会定例会にて修正を加え、条例案を区長に答申しました。
<b>平成18年1月</b> <b>検討委員会答申</b> ホームページ等で公表し、区民からの意見を募集しました。
<b>平成17年6月</b> <b>検討委員会素案公表、パブリックコメント実施</b> 条例案を策定し、広報紙・ホームページ等で公表し、区民からの意見を募集しました。



## 福祉

**手話通訳者派遣センターの事務所が移転します**

4月17日から、手話通訳者派遣センターは区役所1階障害者福祉課横に移転します。これまで同じようにお気軽にご利用ください。

福

祉

事務所

が

移

転

し

ま

す

。

福

祉

事務所

が

移

転

し

ま

す

。

福

祉

事務所

が

移

転

し

ま

す

。

福

祉

事務所

が

移

転

し

ま

す

。

福

祉

事務所

が

移

転

し

ま

す

。

福

祉

事務所

が

移

転

し

ま

す

。

福

祉

事務所

が

移

転

し

ま

す

。

福

祉

事務所

が

移

転

し

ま

す

。

福

祉

事務所

が

移

転

し

ま

す

。

福

祉

事務所

が

移

転

し

ま

す

。

福

祉

事務所

が

移

転

し

ま

す

。

福

祉

事務所

が

移

転

し

ま

す

。

福

祉

事務所

が

移

転

し

ま

す

。

福

祉

事務所

が

移

転

し

ま

す

。

福

祉

事務所

が

移

転

し

ま

す

。

福

祉

事務所

が

移

転

し

ま

す

。

福

祉

事務所

が

移

転

し

ま

す

。

福

祉

事務所

が

移

転

し

ま

す

。

福

祉

事務所

が

移

転

し

ま

す

。

福

祉

事務所

が

移

転

し

ま

す

。

福

祉

事務所

が

移

転

し

ま

す

。

福

祉

</div

介護保険第1号被保険者(65歳以上)の方へ

## 平成18年～20年度(第3期) 介護保険料が決まりました

### ◆ 保険料設定について

第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料は、各区市町村ごとの介護保険事業計画に基づき、今後3年間の介護給付費・地域支援事業費等の総額を推計し、その19%を第1号被保険者が負担するように定められています。

第3期の介護給付費は、今後ともサービスが進み、第2期(平成15～17年度)の実績見込み額と比べ、約17%の増加が見込まれます。また、介護予防等に取り組むため、新設した地域支援事業の費用の19%も保険料であります。このような状況などにより第3期介護保険料の基準額は、第2期に比べ月額で1千円程度上昇となりました。

### ◆ 主な変更点

保険料の段階が5段階から7段階になりました。具体的には、①旧第2段階(世帯全員が住民税非課税)を新第2段階・新第3段階に細分化し、収入が一定額以下の方が該当する第2段階は保険料割合が0・75から0・50へ軽減となりました。②本人が住民税課税の方の区分が1段階追加され、合計所得金額が500万円以上の方は旧第5段階から新第7段階該当となり、保険料割合が1・50から1・75へ増えました。

### ◆ 税制改正に伴う激変緩和について

昭和15年1月2日以前に生まれた方で、税制改正(老年者で合計所得金額が125万円以下非課税の廃止)に伴い、新第4段階

開  
保険料賦課係  
337  
3981-1  
1

平成18年度～20年度(第3期) 第1号被保険者の介護保険料

所得段階	対象者		基準額に対する保険料割合		保険料年額	保険料月額(平均)
(新) 第1段階	・世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者 ・生活保護を受けている方		基準額×0.5		26,179円	2,182円
(新) 第2段階	・世帯全員が住民税非課税で本人の公的年金等収入金額+合計所得金額が80万円以下の方		基準額×0.5		26,179円	2,182円
(新) 第3段階	・世帯全員が住民税非課税で第1段階、第2段階に該当しない方		基準額×0.75		39,269円	3,272円
(新) 第4段階	平成 18・19年度 激変緩和措置	・本人は住民税非課税で、世帯に住民税が課税されている方がいる		基準額		52,359円
		旧第1段階の方は新第1段階、 旧第2段階の方は新第3段階、 旧第3段階の方は新第4段階、 旧第4段階の方は新第5段階、 旧第5段階の方は新第6段階を		18年度 基準額×0.66	34,556円	2,880円
		適用し、第3期の保険料額で計算したものになっています。住民税確定後の7月に再度計算を行い、変更通知を送付します。		19年度 基準額×0.83	43,457円	3,621円
		税制改正が行われなかった場合、第3段階に該当する方		18年度 基準額×0.83	43,457円	3,621円
		税制改正が行われなかった場合、第4段階に該当する方		19年度 基準額×0.91	47,646円	3,971円
(新) 第5段階	平成 18・19年度 激変緩和措置	・本人が住民税を課税されていて、合計所得金額が200万円未満の方		基準額×1.25	65,448円	5,454円
		税制改正が行われなかった場合、第1段階または第2段階に該当する方		18年度 基準額×0.75	39,269円	3,272円
		税制改正が行われなかった場合、第3段階に該当する方		18年度 基準額×0.91	47,646円	3,971円
		税制改正が行われなかった場合、第4段階に該当する方		19年度 基準額×1.08	56,547円	4,712円
(新) 第6段階	・本人が住民税を課税されていて、合計所得金額が200万円以上500万円未満の方		基準額×1.5		78,538円	6,545円
(新) 第7段階	・本人が住民税を課税されていて、合計所得金額が500万円以上の方		基準額×1.75		91,628円	7,636円

基準額…介護保険料付費等の見込み額等を第1号被保険者の数で割った金額 保険料月額(平均)…円未満を四捨五入した金額

公的年金等収入金額…老齢(退職)年金等の収入金額(各種控除前) 合計所得金額…地方税法第292条第1項第13号に規定する金額(純損失繰越し控除前の額)

## 平成18年度 国民健康保険料の料率が 変更されます

国民健康保険は、加入者の保険料で医療費の半分を賄っています。しかし、年々医療費が増加していることから、今年度は基礎(医療分)保険料の所得割均等割および介護納付金分保

料割合となるようにしました。  
①基礎(医療分)保険料:所得割直されました。  
②介護納付金分保険料:所得割額の料率を0・43から0・40へ引き下がります。また、一人当た

たりの均等割額は、3万2千円から3万3千円になります。

限度額は53万円で変更あります。昭和15年1月1日までに生まれた方で国民健康保険の激変緩和措置の条件に該当する場

合は、住民税所得割額から別表2のとおり一定額を控除して保険料を計算します。

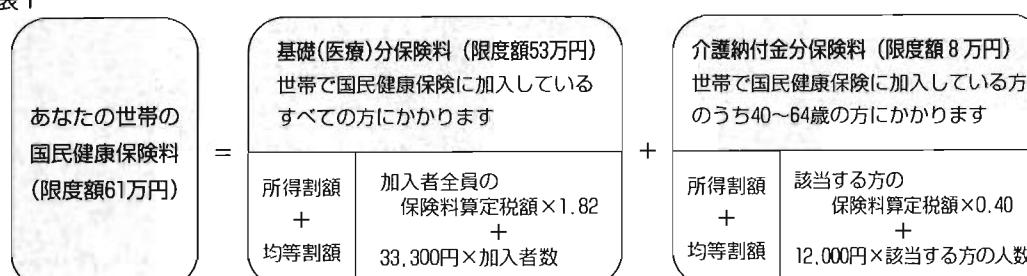
※1 住民税所得割額を限度とします。  
※2 年金にかかる所得が20万円未満の場合は、公的年金所得の3%を限度とします。

りの均等割額は、1万2千円で変更ありません。限度額は8万円で変更ありません。  
保険料計算式は、別表1のとおりです。

平成18年度国民健康保険料は、平成18年度住民税額が確定する6月に年間保険料を計算し、6月中旬に通知書を送付します。ただし、住民税額未確定の方は、住民税額が確定するまでの間、また、平成18年1月2日以後に豊島区へ転入した方は、前住所地へ照会し、住民税額が判明するまでの間は、均等割額のみで計算した保険料で通知します。住民税額が確定または判明する場合は、均等割額の次第変更して通知します。

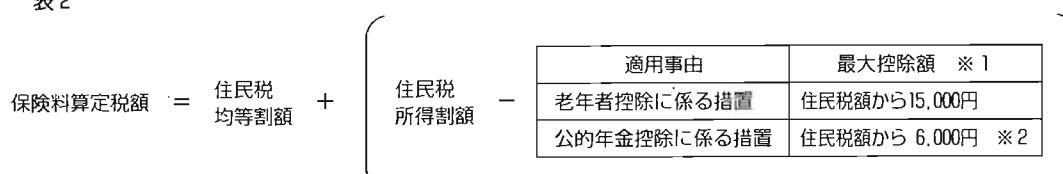
国保資格賦課係 ☎3981-1929

表1



※ 保険料算定税額は、住民税額の場合と住民税額から激変緩和措置を引いた金額の場合があります。

表2



※1 住民税所得割額を限度とします。

※2 年金にかかる所得が20万円未満の場合は、公的年金所得の3%を限度とします。

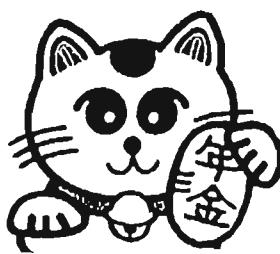
国民年金保険料を前払いする  
と保険料が安くなります。来年  
3月までの一年分を現金で4月  
中に払うと2千950円お得です。  
半年分の場合は680円の割引とな  
ります。

国民年金保険料の支払いは  
前納がお得です。

## 平成18年度の 国民年金保険料は 月額1万3千860円です

第一号被保険者が納める国民年金保険料は、毎年度280円ずつ段階的に引き上げられ、平成29年度には月額1万6千900円で固定されます。  
※物価や賃金の伸びによって金額がきます。

また、毎月納付でも当月払いの口座振替をご利用いただけます。割引になる制度があります。ご希望の方はお近くの社会保険事務所または金融機関の窓口で手続きをお願いします。



国保資格賦課係 ☎3981-1929  
981-1954  
8-6011-国民年金科 ☎398

\*問は[問い合わせ先]、申は[申込み先]、HPは[ホームページ]、EMは[Eメール]、FAXは[ファックス]、OOは[フリーダイヤル]です。

⑦産学連携、新産業の創出支援  
⑧魅力と活力にあふれる、にぎわいのまち「をつくります。」

区では、商工業の活性化を目的とする商工振興条例を制定するとともに、商店街が実施する商店街活性化のための様々な取組みを支援し、「魅力と活力にあふれる、にぎわいのまち」をつくります。

◆条例制定の目的  
商工振興の目的、基本方針、商工振興策など、商工振興の基本となる事項を定め、にぎわいと活力のある商店都市の再生に向けて、商工振興施策を展開します。

### 豊島区商工振興条例を制定しました

～4月1日から施行します



豊島区商店街活性化フォーラム  
明日につながる元気な商店街づくり



◆「ふくろ祭り」が東京商店街グランプリ優秀賞に選ばれました



### 魅力ある商店街づくりを支援します

◆事業者による協働の事例

◆事業者の貢献を促進します。

◆多様な主体との協働の推進を図ります。

◆多様な主導的役割を果たす。

◆区民の理解と協力等を定めました。

◆商工政策審議会を設置します。

◆学識経験者、商工関係者、区職員などにより組織し、商工振興策の推進について審議します。

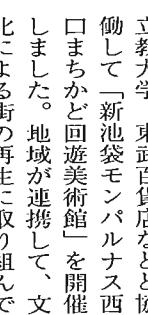
◆サンシャイン60通りから書きがなくなりました。

◆書類作成事業を活用

◆治安回復に大きな効果

◆書きがなくなりました。

◆書類作成事業を活用



### 事業と暮らしの無料相談会を開催します

4月15日(土) 午後1時～4時

◇予約先 ☎ 5979-2920

(東京パリック法律事務所内)

◇対象：区内在住、在勤の方。

◇内容：弁護士、司法書士、税理士、社会保険労務士、中小企業診断士、行政書士が共同で相談をお受けします。

◇予約期間など：4月14日まで

(月～金曜日、午前10時～午後4時) ※必ず電話で予約をしてください。

◆街路灯を整備し安全で安心できる街をめざします。

◆商店街の環境づくりへの取組を規定しました。

◆商店街の役割理解、商店会への加入努力義務

◆商店街事業への応分の負担等

◆街路灯を整備し安全で安心できる街をめざします。

◆商店街の役割理解、商店会への加入努力義務

◆商店街事業への応分の負担等

◆街





# イベント情報

## リサイクルフリーマーケット 出店者募集

◇開催日…6月4日(日) 午前11時～午後2時 仰高小学校体育館※買い物袋、スリッパ持参。駐車場なし◇区内在住の個人、またはグループ※営業目的は不可◇募集数…40店舗(1店舗面積2m×2m)◇出店費用…1,000円△主催・豊島フリーマーケットの会・豊島区往復はがき(はがき記入例参照)で、4月21日(必着)までに「〒170-0004 北大塚3-17-16 篠澤」へ※一人(1グループ)1通のみ。応募者多数の場合は抽選。

問当会 篠澤☎3910-5493、エコライフ啓発係☎3981-1602

## 猪苗代四季の里 周遊案内事業

①ヒメサユリと会津の仏像めぐり  
6月6日(火)～8日(木)(2泊3日)  
◇歴史ある会津の仏像とヒメサユリの自生地を訪ねます△27,870円

②尾瀬沼と湿原の花を訪ねて  
6月20日(火)～22日(木)(2泊3日)  
◇憧れの尾瀬沼を訪ねます。大江原湿原では水芭蕉が鑑賞できます△28,210円  
いずれも出発日の午前7時50分豊島公会堂前集合△40名往復はがき(はがき記入例参照)。参加者全員の住所・氏名・年齢も記入。1通5名まで可)で、4月25日(必着)までに「〒969-3102 福島県耶麻郡猪苗代町字見祢山1番地 猪苗代四季の里」へ※4月26日抽選後通知。参加者が少ない場合は中止。個人旅行をご検討の方はお気軽にご相談ください。

問当施設☎0242-63-1616



## 講演・講習

### ◆区民ひろば巣鴨 歴史講座

4月6日(木)・5月11日(木)・6月1日(木)(全3回) 午後1時30分～3時△幕末、新しい日本建設の「明かり」を灯そうとして凶刃に倒れた先人 の頼三樹三郎、梅田雲浜、佐久間象山のお話△講師…歴史研究家／菅野二郎氏※どなたでもお越しください。

問当民ひろば巣鴨(旧南大塚ことぶきの家)☎5976-4399

### ◆男女平等推進センター(エポック10)講座「女性のためのライフプラン講座」

①4月14日(金)△暮らしの中のマネープラン△講師…ファイナンシャルプランナー／中江小夜氏  
②4月21日(金)△子育て世代の年金の話△講師…社会保険労務士／今井久子氏

いずれも△午前10時30分～午後0時30分△40名※保育あり(1歳6か月以上の未就学児。要予約。先着15名)

問当センター☎5952-9501、✉epoch@city.toshima.tokyo.jp

### ◆淑徳大学・豊島区商店街連合会公開講座 都市と人間の未来を語ろう

①4月15日(土)△都市のデザイン△講師…(株)GKデザイングループ代表／榮久庵憲司氏

7面から続く  
費用の記載がない事業は無料です

- ②5月20日(土)△都市のまちづくりと景観△講師…法政大学名誉教授／田村 明氏
- ③6月10日(土)△都市の物語△講師…多摩美術大学客員教授／鈴木志郎康氏
- ④6月17日(土)△池袋の魅力△講師…区商連会長／足立 熊氏
- ⑤6月25日(日)△都市の商店街△講師…NPOまちづくり協会理事／後久 博氏  
いずれも△午後3時～4時30分 淑徳大学池袋サテライト・キャンパス(池袋東口)△1,000円(資料代・5回分)△主催／淑徳大学、豊島区商店街連合会、豊島区△淑徳大学エクステンションセンター☎5979-7061 FAX3988-7470
- ◆消費生活講座「考え方！100歳人生」  
4月からの介護保険法改正などについて知識と心構え、また老いていく時に住む所(自宅、ケアハウス、有料老人ホームなど)の種類と選び方などを学びます。  
4月27日(木)・28日(金) 午後2～4時 生活産業プラザ多目的ホール△①どう変わったの?知っておきたい介護保険の使い方、②後悔しない高齢者の住まいの選び方△講師…介護コンサルタント／①齋藤直美氏、②中村寿美子氏△区内在住、在勤、在学の方△30名※応募者多数の場合は抽選。保育あり(1歳半以上。要予約)  
△電話、またはファックスで4月18日までに「消費生活センター」へ。  
問当センター☎5992-7015、✉5992-7024

## スポーツ

### ◆池袋スポーツセンター

①健康づくり教室  
火・木曜日コース／4月27日～7月13日(全20回) 午前11時～午後0時30分、  
水・金曜日コース／4月26日～7月14日(全20回) 午後2時15分～3時45分  
各コースとも△みんなで楽しみながら運動不足や生活習慣病を予防改善を図る△50歳以上の方対象△30名△4,000円(別途施設使用料1回600円が必要)

### ②ヨガ教室

月曜日コース／4月24日～6月26日(全8回) 午後0時30分～1時30分△30名△5,600円、金曜日コース／4月28日～7月14日(全10回) 午後2～3時△30名△7,000円

### ③ゆったり体操教室

5月10日～7月19日 水曜日(全8回) 午後0時30分～1時30分△簡単な体操やストレッチで肩こり・腰痛の予防・改善を図る△30名△5,600円

### ④アクアビクス教室

4月24日～6月19日 月曜日(全7回) 正午～午後1時△25名△1,400円(別途施設使用料1回600円が必要)

### ⑤マットピラティス教室

火曜日コース／4月25日～7月4日(全10回) 午後2時30分～3時30分  
金曜日コース／4月28日～7月14日(全10回) 午前11時～正午

各コースとも△呼吸法とともに見分のコア(中心部)の深層筋を鍛え、強くしなやかな身体をつくる△30名△7,000円

### ⑥ベビー＆マミーピラティス教室

月曜日コース／4月24日～6月26日(全8回) 午前11時～正午  
木曜日コース／4月27日～6月29日(全8回) 午前11時～正午

各コースとも△子どもとスキンシップを図りながらお母さんが床の上で運動する事を中心としたエクササイズ△20組△5,600円

## 募集

### ◆平成18年度特別区職員I類採用試験

△第1次…5月7日(日)△試験区分など…下表のとおり  
△試験案内配布…東京23区の各区役所および特別区人事委員会事務局

※案内テレホンサービス☎3261-2221(24時間)、  
http://www.tokyo23city.or.jp/saiyou-siken.htm

問当人事係☎3981-1247、特別区人事委員会事務局任用課採用係☎5210-9787

### 試験区分および受験資格の概要

試験区分	採用予定数	主な受験資格	
事務	490名程度		
土木造園(土木)	50名程度	日本国籍がある方で、昭和54年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた方	
建築	42名程度		
機械	11名程度		
電気	9名程度		
福祉	3名程度	国籍を問わず、昭和52年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた方	社会福祉士若しくは児童指導員の資格がある方、または保育士となる資格があり都道府県知事の登録を受けている方
衛生監視(衛生)	23名程度	日本国籍がある方で、昭和52年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた方	食品衛生監視員および環境衛生監視員の資格がある方
衛生監視(化学)	5名程度		
保健師	34名程度	国籍を問わず、昭和42年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた方	保健師の免許がある方

※受験資格のうち年齢要件については、次のアまたはイの要件に該当する方も含みます。

ア 昭和60年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した方(平成19年3月までに卒業見込みの方を含む。)

イ 上記アと同等の資格があると特別区人事委員会が認める方

※受験資格のうち資格・免許については、平成19年春までに行われる国家試験等により資格・免許を得見込み、または登録見込みの方も含みます。その他、詳細は試験案内を参照してください。

※I類事務の試験区分は、点字でも受験できます。

### 申込方法(申込場所・期間)

申込方法	申込場所	申込期間
郵送申込	特別区人事委員会事務局任用課 〒102-0072 千代田区飯田橋3-5-1	4月11日(火)まで (消印有効)
持参申込	東京23区の各区役所人事担当課 または特別区人事委員会事務局任用課	4月11日(火)および12日(水) (午前8時30分～午後5時まで)

### ※各教室の対象など…①～⑤は区内在住、在勤の方(現在治療中の方は主治医の許可を得てお申込みください)、⑥は10か月～2歳程度の乳幼児と保護者

△往復はがき(はがき記入例参照)。1枚1名のみ。⑥の教室を希望する場合はお子さんの氏名・生年月日も記入)で、4月11日(必着)までに「〒170-0012 上池袋2-5-1 池袋スポーツセンター」へ※返信用はがきを持参で窓口申込み可。

応募者多数の場合は抽選。

問当センター☎5974-7262

### ◆区民フナ釣り大会

4月30日(日) 午前6時豊島公会堂前出发 茨城県東村・佐原向地方面△区内在住、在勤、在学の方とその家族△100名△5,000円※女性・高校生以下3,000円(バス代、保険料など)。釣り道具、弁当など各自持参△主催／レクリエーション協会、後援／豊島区

△4月20日までに、スポーツ振興係☎3981-1334、釣友連合会 桑原☎3945-1211

### ◆第9回 豊島区春季陸上競技会

5月3日(火) 午前8時30分から受付(午前9時競技開始) 江東区夢の島競技場※雨天決行△参加種別(費用)…小学生(1種目300円・2種目500円)、中学生(1種目500円・2種目800円)、高校生(1種目600円・2種目1,000円)、一般(1種目1,000円・2種目1,500円)、リレー(1チーム1,500円)※参加者全員に記録賞授与△主催／豊島区陸上競技協会、共催／豊島区中学校体育連盟、後援／豊島区

△所定の申込書(当該で配布)に費用を添えて、4月14日までに「スポーツ振興係」へ。

問当会 池亀☎3917-7736、スポーツ振興係☎3981-1334

### ◆三芳グランド

#### 施設までの送迎方法が変わりました

4月から、東武東上線鶴瀬駅から当施設までの送迎は、マイクロバスからワゴン車2台による運行なりました。これにあわせて運行時間も変更しました。

問当グランド☎049-259-9397

## けやき 高齢者の施設から

### ◆巣鴨ことぶきの家

#### ①「生活骨董講座」

4月8日から毎月第2土曜日 午後1時30分～3時 生活骨董の楽しみ方△講師…生活骨董研究家／伊東一夫氏△当日直接会場へ。

#### ②「楽しく学ぶ歴史講座」

4月12日から毎月第2水曜日 午後1時30分～3時△講師…歴史研究家／菅野二郎氏△資料代実費△当日直接会場へ。

問当館☎5974-5464

## 社会福祉協議会

### ◆ボランティア活動入門講座

4月27日(木) 午後7～9時 豊島ボランティアセンター△活動の種類や選ぶポイント、ボランティア保険、各種情報の紹介など△10名  
問当センター☎3984-9375

### はがき記入例

#### 【はがきの裏】

①事業またはイベント名

②△住所

③氏名(ふりがな)

④年齢

⑤性別

⑥電話番号

⑦その他必要事項

※往復はがきを利用する場合、返信に△住所、氏名を